

収 支 報 告 書

令和5年4月14日

堺市議会議員 裏山 正利 様

議員氏名 信貴 良太



(報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和4年度政務活動費について次のとおり報告します。

又 入

(単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費	3,180,000	@265000円 × 12ヶ月 = 3,180,000 円
2 その他	269,814	自己資金
収入合計	3,449,814	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費			
研 修 費			
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	23,232	23,232	
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費	48,400	48,400	
広 報 ・ 広 聴 費	855,824	632,793	
人 件 費	1,475,575	1,475,575	
事 務 ・ 事 務 所 費	1,046,783	1,000,000	
支 出 合 計	3,449,814	3,180,000	

令和4年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
事務所・駐車場賃借	R 4. 4～ R 5. 3	主に政務の調査研究や陳情等を受ける事務所と、それに伴う駐車場として賃借した。
人件費	R 4. 4～ R 5. 3	主に来客や電話等の対応、また政務に関する資料の作成等の業務を行う事務要員として雇用した。
新聞購買料	R 4. 4～ R 5. 3	社会情勢等の情報を得るために購買した。
チラシの印刷及び配布	R 4. 7	主に市政情報や議会活動を市民に報告するために、チラシを配布した。
チラシの印刷及び配布	R 5. 1 R 5. 3	主に市政情報や議会活動を市民に報告するために、チラシを配布した。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				0			
R4.4.6	4-1		¥18,959	-18,959	コピー機使用料	⑨	
R4.4.7	4-2		¥38,000	-54,959	人件費 ██████████ 令和4年3月分)	⑧	
R4.4.8	4-3		¥83,600	-138,559	人件費 ██████████ 令和4年3月分)	⑧	
R4.4.8		¥795,000		656,441	政務活動費受け入れ		
R4.4.13	4-4		¥6,372	650,069	電気代（令和4年3月1日～3月31日）	⑨	
R4.4.25	4-5		¥4,224	645,845	ゴミ処分費(3月分)	⑨	
R4.4.25	4-6		¥6,494	639,351	電話・FAX・ネット使用料（令和4年2月分）	⑨	
R.4.27	4-7		¥1,936	637,415	住宅地図利用代（令和4年3月分）	③	
R4.4.29	4-8		¥56,000	581,415	事務所・駐車場賃借料（令和4年5月分）	⑨	
				581,415			
				581,415			
月計		795,000	213,585				
累計		795,000	213,585	581,415			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				581,415			
R4.5.6	5-1		¥1,232	580,183	コピー機使用料	⑨	
R4.5.6	5-2		¥4,400	575,783	産経新聞購読料(令和4年4月分)	⑥	
R4.5.10	5-3		¥69,200	506,583	人件費 ██████████ 令和4年4月分)	⑧	
R4.5.10	5-4		¥2,467	504,116	水道代(令和4年2月8日~4月8日)	⑨	
R4.5.11	5-5		¥35,200	468,916	人件費 ██████████ 令和4年4月分)	⑧	
R4.5.12	5-6		¥4,224	464,692	ゴミ処分費(4月分)	⑨	
R4.5.17	5-7		¥5,112	459,580	電気代(令和4年4月1日~5月1日)	⑨	
R4.5.25	5-8		¥6,480	453,100	電話・FAX・ネット使用料(令和4年3月分)	⑨	
R4.5.27	5-9		¥1,936	451,164	住宅地図利用代(4月分)	③	
R4.5.31	5-10		¥56,000	395,164	事務所・駐車場賃借料(令和4年6月分)	⑨	
				395,164			
月計		0	186,251				
累計		795,000	399,836	395,164			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				395,164			
R4.6.3	6-1		¥4,400	390,764	産経新聞購読料(令和4年5月分)	⑥	
R4.6.6	6-2		¥0,874	383,890	コピー機使用料	⑨	
R4.6.9	6-3		¥25,600	358,290	人件費 ██████████ (令和4年5月分)	⑤	
R4.6.10	6-4		¥106,800	251,490	人件費 ██████████ (令和4年5月分)	⑤	
R4.6.13	6-5		¥6,116	245,374	電気代(令和4年5.2~5.31)	⑨	
R4.6.16	6-6		¥4,224	241,150	ゴミ処分費(5月分)	⑨	
R4.6.27	6-7		¥1,936	239,214	住宅地図利用代(令和4年5月分)	③	
R4.6.27	6-8		¥6,481	232,733	電話・FAX・ネット使用料(R4年4月分)	⑨	
R4.6.30	6-9		¥56,000	176,733	事務所・駐車場賃借料(令和4年7月分)	⑨	
				176,733			
				176,733			
月計		0	218,431				
累計		795,000	618,267	176,733			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				176,733			
R4.7.1	7-1		¥158,184	18,549	チラシメール便代	⑦	
R4.7.4	7-2		¥12,144	6,405	コピー機リース代	④	
R4.7.6	7-3		¥6,142	263	コピー機使用料	④	
R4.7.7	7-4		¥40,000	-39,737	人件費 ██████████ 令和4年6月分)	⑤	
R4.7.8	7-5		¥118,400	-158,137	人件費 ██████████ 令和4年6月分)	⑤	
R4.7.8		795,000		636,863	政務活動費受け入れ		
R4.7.11	7-6		¥2,390	634,473	水道代（令和4年4月9日～6月9日）	⑨	
R4.7.11	7-7		¥77,692	556,781	チラシポスティング代	⑦	
R4.7.13	7-8		¥10,099	546,682	電気代（令和4年6月1日～6月30日）	⑨	
R4.7.15	7-9		¥4,400	542,282	産経新聞代（6月分）	⑥	
R4.7.25	7-10		¥6,393	535,889	電話・FAX・ネット使用料（R4.5.1～5.31）	⑨	
R4.7.26	7-11		¥4,224	531,665	ゴミ処分費（6月分）	⑨	
R4.7.27	7-12		¥1,936	529,729	住宅地図利用代（6月分）	③	
R4.7.29	7-13		¥56,000	473,729	事務所・駐車場賃借料（8月分）	⑨	
月計		795,000	498,004				
累計		1,590,000	1,116,271	473,729			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				473,729			
R4.8.9	8-1		¥122,800	350,929	人件費 (令和4年7月分)	⑤	
R4.8.12	8-2		¥10,016	340,913	電気代 (令和4年7月1日~7月31日)	⑨	
R4.8.12	8-3		¥4,400	336,513	産経新聞代 (7月分)	⑥	
R4.8.17	8-4		¥25,600	310,913	人件費 (令和4年7月分)	⑤	
R4.8.23	8-5		¥4,224	306,689	ゴミ処分費 (7月分)	⑨	
R4.8.25	8-6		¥6,481	300,208	電話・FAX・ネット使用料 (R4.8.1~6.30)	⑨	
R4.8.29	8-7		¥1,936	298,272	住宅地圏利用代 (7月分)	③	
R4.8.29	8-8		¥29,031	269,241	コピー機使用料	⑨	
R4.8.29	8-9		¥56,000	213,241	事務所・駐車場賃借料 (9月分)	⑨	
月計		0	260,488				
累計		1,590,000	1,376,759	213,241			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				213,241			
R4.9.6	9-1		¥4,782	208,459	コピー機使用料	⑨	
R4.9.7	9-2		¥9,344	199,115	マルチカード(名刺サイズ)	⑨	
R4.9.7	9-3		¥444	198,671	トイレ消臭剤・トイレ掃除用品	⑨	
R4.9.9	9-4		¥26,000	172,671	人件費 () 令和4年8月分)	⑧	
R4.9.9	9-5		¥83,400	89,271	人件費 () 令和4年8月分)	⑧	
R4.9.12	9-6		¥2,467	86,804	水道代(令和4年6月10日～8月9日)	⑨	
R4.9.13	9-7		¥8,504	78,300	電気代(令和4年8月1日～8月31日)	⑨	
R4.9.13	9-8		¥4,400	73,900	産経新聞代(8月分)	⑥	
R4.9.16	9-9		¥4,224	69,676	ゴミ処分費(8月分)	⑨	
R4.9.26	9-10		¥6,393	63,283	電話・FAX・ネット使用料(R4.7.1～7.30)	⑨	
R4.9.27	9-11		¥1,936	61,347	住宅地租利用代(8月分)	③	
R4.9.29	9-12		¥66,000	5,347	事務所・駐車場賃借料(10月分)	⑨	
月計		0	207,894				
累計		1,590,000	1,584,653	5,347			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				5,347			
R4.10.3	10-1		¥4,400	947	産経新聞代(9月分)	⑥	
R4.10.6	10-2		¥1,232	-285	コピー機使用料	⑨	
R4.10.7		795,000		794,715	政務活動費受け入れ		
R4.10.7	10-3		¥99,600	895,115	人件費 (令和4年9月分)	⑧	
R4.10.7	10-4		¥4,944	690,171	プリンターインク 3個	⑨	
R4.10.7	10-5		¥708	689,463	トイレトペーパー・ティッシュ	⑨	
R4.10.14	10-6		¥6,041	683,422	電気代(令和4年9月/日~10月2日)	⑨	
R4.10.25	10-7		¥6,421	677,001	電話・FAX・ネット使用料(R4.8.1~8.31)	⑨	
R4.10.26	10-8		¥4,400	672,601	産経新聞代(10月分)	⑥	
R4.10.27	10-9		¥1,936	670,665	住宅地図利用代(9月分)	③	
R4.10.27	10-10		¥56,000	614,665	事務所・駐車場賃借料(11月分)	⑨	
R4.10.28	10-11		¥4,224	610,441	ゴミ処分費(9月分)	⑨	
月計		795,000	189,906				
累計		2,385,000	1,774,559	610,441			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				610,441			
R4.11.7	11-1		¥1,232	609,209	コピー機使用料	⑨	
R4.11.10	11-2		¥98,800	510,409	人件費 (令和4年10月分)	⑧	
R4.11.10	11-3		¥1,246	509,163	水道代 (令和4年8月10日～10月11日)	⑨	
R4.11.14	11-4		¥4,936	504,227	電気代 (令和4年10月3日～10月31日)	⑨	
R4.11.25	11-5		¥6,408	497,819	電話・FAX・ネット使用料 (R4.9.1～9.30)	⑨	
R4.11.28	11-6		¥1,936	495,883	住宅地租利用代 (10月分)	③	
R4.11.28	11-7		¥4,224	491,659	ゴミ処分費 (10月分)	⑨	
月計		2,385,000	118,782				
累計		2,385,000	1,893,341	491,659			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				491,659			
R4.12.1	12-1		¥56,000	435,659	事務所・駐車場賃借料（12月分）	⑨	
R4.12.1	12-2		¥4,400	431,259	産経新聞代（11月分）	⑥	
R4.12.2	12-3		¥1,750	429,509	アルカリ単1電池	⑦	
R4.12.2	12-4		¥9,120	420,389	インク代	⑨	
R4.12.6	12-5		¥3,004	417,385	コピー機使用料	⑨	
R4.12.9	12-6		¥112,112	305,273	人件費（令和4年11月分）	⑧	
R4.12.13	12-7		¥5,187	300,086	電気代（令和4年11月1日～11月30日）	⑨	
R4.12.20	12-8		¥56,000	244,086	事務所・駐車場賃借料（1月分）	⑨	
R4.12.20	12-9		¥4,224	239,862	ゴミ処分費（11月分）	⑨	
R4.12.26	12-10		¥6,392	233,470	電話・FAX・ネット使用料（R4.10.1～10.31）	⑨	
R4.12.27	12-11		¥1,936	231,534	住宅地図利用代（11月分）	③	
R4.12.28	12-12		¥4,400	227,134	産経新聞代（12月分）	⑥	
月計		0	264,525				
累計		2,385,000	2,157,866	227,134			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				227,134			
R5.1.6	1-1		¥1,232	226,902	コピー機使用料	⑨	
R5.1.10		¥795,000		1,020,902	政務活動費受け入れ		
R5.1.10	1-2		¥1,323	1,019,579	水道代 (令和4年10月12日～12月8日)	⑨	
R5.1.10	1-3		¥140,174	879,406	人件費 (令和4年12月分)	⑧	
R5.1.16	1-4		¥4,224	875,181	ゴミ処分費 (12月分)	⑨	
R5.1.17	1-5		¥8,779	866,402	電気代 (令和4年12月1日～令和5年1月3日)	⑨	
R5.1.25	1-6		¥6,392	860,010	電話・FAX・ネット使用料 (R4.11.1～11.30)	⑨	
R5.1.25	1-7		¥4,400	855,610	産経新聞代 (1月分)	⑥	
R5.1.27	1-8		¥1,936	853,674	住宅地図利用代 (12月分)	③	
R5.1.30	1-9		¥394,979	458,695	市政報告チラシ印刷・折込代	⑦	
R5.1.30	1-10		¥10,560	448,135	チラシ印刷代	⑦	
月計		795,000	673,999				
累計		3,180,000	2,731,865	448,135			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				448,135			
R5.2.1	2-1		¥56,000	392,135	事務所・駐車場賃借料（2月分）	⑨	
R5.2.6	2-2		¥1,232	390,903	コピー機使用料	⑨	
R5.2.10	2-3		¥135,489	255,414	人件費（ XXXXXXXXXX 令和5年1月分）	⑧	
R5.2.13	2-4		¥4,224	251,190	ゴミ処分費（1月分）	⑨	
R5.2.22	2-5		¥11,699	239,491	電気代（令和5年1月4日～令和5年1月31日）	⑨	
R5.2.27	2-6		¥6,462	233,029	電話・FAX・ネット使用料（R4.12.1～12.31）	⑨	
R5.2.27	2-7		¥1,936	231,093	住宅地図利用代（1月分）	③	
月計		0	217,042				
累計		3,180,000	2,948,907	231,093			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				231,093			
R5.3.3	3-1		¥56,000	175,093	事務所・駐車場賃借料（3月分）	⑨	
R5.3.6	3-2		¥29,568	145,525	コピー機使用料	⑨	
R5.3.6	3-3		¥4,224	141,301	ゴミ処分費（2月分）	⑨	
R5.3.6	3-4		¥4,400	136,901	産経新聞代（2月分）	⑥	
R5.3.7	3-5		¥55,339	81,562	チラシポスティング代	⑦	
R5.3.8	3-6		¥157,320	-75,758	チラシメール便代	⑦	
R5.3.10	3-7		¥116,800	-192,558	人件費（ XXXXXXXXXX 令和5年2月分）	⑧	
R5.3.10	3-8		¥1,323	-193,881	水道代（令和4年12月9日～令和5年2月8日）	⑨	
R5.3.13	3-9		¥11,348	-205,229	電気代（令和5年2月1日～令和5年2月28日）	⑨	
R5.3.27	3-10		¥1,936	-207,165	住宅地図利用代（2月分）	③	
R5.3.27	3-11		¥6,649	-213,814	電話・FAX・ネット使用料（R5.1.1～1.31）	⑨	
R5.3.29	3-12		¥56,000	-269,814	事務所・駐車場賃借料（4月分）	⑨	
月計		0	500,907				
累計		3,180,000	3,449,814	-269,814			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

雇用状況報告書

会派の名称 自由民主党・市民クラブ 議員氏名 信貴 良太

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日		
住所	〒 [REDACTED] 和泉市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和3年10月1日 ~ 令和5年3月31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	35 時間 / 週 (1日7時間× 5日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1000 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	80 %	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 35 時間 (週勤務時間数) 35 時間 「※備考欄参照」	
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () (例外) <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族 (続柄: 雇用理由:)		
備考	政務活動以外の活動が一部含む可能性もある為、按分率は80%とする。		











※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		 年  月  日生
現 住 所	〒  大阪府和泉市 	TEL 
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和元年5月1日 から 令和5年4月30日まで	
就業場所	堺市南区野々井872-1 しぎ良太 事務所	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び書類の作成	
就業時間 (休憩時間)	午前 9 時 30 分から 午後 16 時 30 分まで (12時から13時の1時間)	
休 日	土・日・祝日	
給与(賃金)	時給：1000円 交通費：500円	
給与支払	毎月31日締切り、翌月10日支払い	
給与振込先	現金支給	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
令和4年 4月 1日		
雇用者	信貴 良太	
被雇用者		

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	火					
2	水	09:30	16:30	06:00		
3	木	09:30	16:30	06:00		
4	金					
5	土					
6	日					
7	月					
8	火					
9	水					
10	木					
11	金					
12	土					
13	日					
14	月					
15	火					
16	水					
17	木	11:00	16:30	05:30		
18	金					
19	土					
20	日					
21	月					
22	火					
23	水	09:30	16:30	06:00		
24	木	09:30	16:30	06:00		
25	金					
26	土					
27	日					
28	月					
29	火					
30	水	09:30	16:30	06:00		
31	木	09:30	16:30	06:00		
合計				41:30	0:00	
出勤日数				7	日	



氏名: 

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	金					
2	土					
3	日					
4	月					
5	火					
6	水	09:30	16:30	06:00		
7	木	09:30	14:00	04:30		
8	金					
9	土					
10	日					
11	月					
12	火					
13	水	09:30	16:30	06:00		
14	木	09:30	16:30	06:00		
15	金					
16	土					
17	日					
18	月					
19	火					
20	水	09:30	16:30	06:00		
21	木	09:30	16:30	06:00		
22	金					
23	土					
24	日					
25	月					
26	火					
27	水	09:30	16:30	06:00		
28	木					
29	金					
30	土					
				00:00		
合計				40:30	0:00	
出勤日数				7	日	



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	日					
2	月					
3	火					
4	水					
5	木					
6	金					
7	土					
8	日					
9	月					
10	火					
11	水	09:30	16:30	06:00		
12	木					
13	金					
14	土					
15	日					
16	月					
17	火					
18	水	09:30	16:30	06:00		
19	木	09:30	17:00	06:30		
20	金					
21	土					
22	日					
23	月					
24	火					
25	水	09:30	16:00	05:30		
26	木	09:03	16:00	05:30		
27	金					
28	土					
29	日					
30	月					
31	火					
合計				29:30	0:00	
出勤日数				5	日	



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	水	10:30	16:30	05:00		
2	木	09:30	11:00	01:30		
3	金					
4	土					
5	日					
6	月					
7	火					
8	水	09:30	16:30	06:00		
9	木	09:30	16:30	06:00		
10	金					
11	土					
12	日					
13	月					
14	火					
15	水	09:30	16:30	06:00		
16	木					
17	金					
18	土					
19	日					
20	月					
21	火					
22	水	09:30	16:30	06:00		
23	木	09:30	16:30	06:00		
24	金					
25	土					
26	日					
27	月					
28	火					
29	水	09:30	12:30	03:00		
30	木	09:30	16:30	06:00		
合計				45:30	0:00	
出勤日数				9	日	



出勤簿 (2022 年 7 月)

氏名



日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	金					
2	土					
3	日					
4	月					
5	火					
6	水	09:30	15:00	05:30		
7	木	09:30	16:30	06:00		
8	金					
9	土					
10	日					
11	月					
12	火					
13	水	09:30	16:30	06:00		
14	木	09:30	16:30	06:00		
15	金					
16	土					
17	日					
18	月					
19	火					
20	水	09:30	16:30	06:00		
21	木					
22	金					
23	土					
24	日					
25	月					
26	火					
27	水					
28	木					
29	金					
30	土					
31	日					
合計				29:30	0:00	
出勤日数				5	日	



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	月					
2	火					
3	水	09:30	16:30	06:00		
4	木					
5	金					
6	土					
7	日					
8	月					
9	火					
10	水					
11	木					
12	金					
13	土					
14	日					
15	月					
16	火					
17	水	09:30	16:30	06:00		
18	木					
19	金					
20	土					
21	日					
22	月					
23	火					
24	水	09:30	16:30	06:00		
25	木	09:30	16:30	06:00		
26	金					
27	土					
28	日					
29	月					
30	火					
31	水	09:30	16:30	06:00		
合計				30:00	0:00	
出勤日数				5	日	



雇用状況報告書

会派の名称 自由民主党・市民クラブ 議員氏名 信貴 良太

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]年 [REDACTED]月 [REDACTED]日		
住所	〒 [REDACTED] 大阪府堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和2年10月12日 ~ 令和5年3月31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	35 時間 / 週 (1日7時間× 5日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1000 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	80	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 35 時間 (週勤務時間数) 35 時間 「※備考欄参照」	
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () (例外) <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族 (続柄: 雇用理由:)		
備考	政務活動以外の活動が一部含む可能性もある為、按分率は80%とする。		












※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		 年  月  日生
現 住 所	〒  大阪府堺市 	TEL 
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和2年10月12日 から 令和5年3月31日まで	
就業場所	堺市南区野々井872-1 しぎ良太 事務所	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び書類の作成	
就業時間 (休憩時間)	午前 9 時 00 分から 午後 5 時 00 分まで (12時から13時の1時間)	
休 日	土・日・祝日	
給与(賃金)	時給：1000円 交通費：500円	
給与支払	毎月31日締切り、翌月10日支払い	
給与振込先	現金支給	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
令和2年 10月 12日		
雇用者	信貴良太	
被雇用者		

雇用状況報告書

会派の名称 自由民主党・市民クラブ 議員氏名 信貴 良太

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 大阪府堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和4年10月1日 ~ 令和5年3月31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	35 時間 / 週 (1日7時間× 5日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1050 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	80 %	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 35 時間 (週勤務時間数) 35 時間 「※備考欄参照」	
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () (例外) <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族 (続柄: 雇用理由:)		
備考	政務活動以外の活動が一部含む可能性もある為、按分率は80%とする。		


※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	██████████	生 年 月 日
氏 名	██████████	██████████
現 住 所	〒 ██████████ 大阪府堺市 ██████████	TEL ██████████
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和4年10月1日 から 令和5年3月31日まで	
就業場所	堺市南区野々井872-1 しぎ良太 事務所	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び書類の作成	
就業時間 (休憩時間)	午前 9 時 00 分から 午後 5 時 00 分まで (12時から13時の1時間)	
休 日	土・日・祝日	
給与(賃金)	時給：1050円 交通費：500円	
給与支払	毎月31日締切り、翌月10日支払い	
給与振込先	現金支給	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
令和4年 10月 1日		
雇用者	信貴 良太	
被雇用者	██████████	██████████

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	火	09:00	17:00	07:00		
2	水					
3	木					
4	金	09:00	17:00	07:00		
5	土					
6	日					
7	月	09:00	17:00	07:00		
8	火	09:00	17:00	07:00		
9	水	13:00	17:00	04:00		
10	木					
11	金	09:30	17:00	06:30		
12	土					
13	日					
14	月	09:30	17:00	06:30		
15	火	09:00	17:00	07:00		
16	水	13:00	17:00	04:00		
17	木					
18	金	09:00	17:00	07:00		
19	土					
20	日					
21	月	11:00	17:00	06:00		
22	火	09:00	17:00	07:00		
23	水					
24	木					
25	金	09:00	17:00	07:00		
26	土					
27	日					
28	月	09:00	17:00	07:00		
29	火	09:00	17:00	07:00		
30	水					
31	木					
合計				97:00	0:00	
出勤日数				15	日	



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	金	09:00	18:00	08:00		
2	土					
3	日					
4	月	09:00	19:00	08:00	01:00	
5	火	09:00	17:30	07:30		
6	水					
7	木					
8	金	09:00	17:00	07:00		
9	土					
10	日					
11	月	09:00	19:00	08:00	01:00	
12	火	09:00	17:00	07:00		
13	水					
14	木					
15	金					
16	土					
17	日					
18	月					
19	火	11:00	17:00	06:00		
20	水					
21	木					
22	金	09:00	17:00	07:00		
23	土					
24	日					
25	月	09:00	17:00	07:00		
26	火	09:00	17:00	07:00		
27	水					
28	木					
29	金	11:00	17:00	06:00		
30	土					
31	日					
合計				78:30	2:00	
出勤日数				11	日	



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	日					
2	月	09:00	17:00	07:00		
3	火					
4	水					
5	木					
6	金	09:00	17:00	07:00		
7	土					
8	日					
9	月	11:00	17:00	06:00		
10	火	09:00	22:00	08:00	04:00	
11	水					
12	木	11:00	17:00	06:00		
13	金	09:00	17:00	07:00		
14	土					
15	日					
16	月	09:00	19:00	08:00	01:00	
17	火	09:00	17:00	07:00		
18	水					
19	木					
20	金	09:00	17:00	07:00		
21	土					
22	日					
23	月	09:00	17:00	07:00		
24	火	09:00	20:00	08:00	02:00	
25	水	16:00	00:00	07:00		深夜割増2:00含む
26	木					
27	金	09:00	17:00	07:00		
28	土					
29	日					
30	月	09:00	18:00	08:00		
31	火	09:00	00:30	08:00	06:30	深夜割増2:30含む
合計				108:00	13:30	
出勤日数				15	日	



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	水					
2	木	12:00	21:00	08:00		
3	金	09:00	23:00	08:00	05:00	深夜割増1:00含む
4	土					
5	日					
6	月	09:00	20:00	08:00	02:00	
7	火	09:00	23:00	08:00	05:00	深夜割増1:00含む
8	水					
9	木					
10	金	09:00	22:00	08:00	04:00	
11	土					
12	日					
13	月	09:00	19:00	08:00	01:00	
14	火	09:00	22:00	08:00	04:00	
15	水					
16	木	09:00	19:00	08:00	01:00	
17	金	09:00	20:00	08:00	02:00	
18	土					
19	日					
20	月	09:00	17:00	07:00		
21	火	09:00	17:00	07:00		
22	水					
23	木					
24	金	10:00	17:00	06:00		
25	土					
26	日					
27	月	09:00	17:00	07:00		
28	火	09:00	17:00	07:00		
29	水	13:00	17:00	04:00		
30	木					
31						
合計				110:00	24:00	
出勤日数				15	日	



氏名: 

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	金	09:00	17:00	07:00		
2	土					
3	日					
4	月	09:00	19:00	08:00	01:00	
5	火	09:00	17:00	07:00		
6	水					
7	木	10:00	21:00	08:00	02:00	
8	金	09:00	18:00	08:00		
9	土					
10	日					
11	月	09:00	20:00	08:00	02:00	
12	火	09:00	20:00	08:00	02:00	
13	水					
14	木					
15	金	09:00	17:00	07:00		
16	土					
17	日					
18	月					
19	火	09:00	20:00	08:00	02:00	
20	水					
21	木	09:00	17:00	07:00		
22	金	09:00	18:00	08:00		
23	土					
24	日					
25	月	09:00	19:00	08:00	01:00	
26	火	09:00	17:00	07:00		
27	水	09:00	21:00	08:00	03:00	
28	木	09:00	21:00	08:00	03:00	
29	金	09:00	20:00	08:00	02:00	
30	土					
31	日					
合計				123:00	18:00	
出勤日数				16	日	



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	月	09:00	17:00	07:00		
2	火	09:00	17:00	07:00		
3	水					
4	木					
5	金	09:00	17:00	07:00		
6	土					
7	日					
8	月	09:00	17:45	07:45		
9	火	09:00	17:00	07:00		
10	水					
11	木					
12	金	09:00	17:00	07:00		
13	土					
14	日					
15	月					
16	火	09:00	17:00	07:00		
17	水					
18	木	09:00	17:45	07:45		
19	金	09:00	17:00	07:00		
20	土					
21	日					
22	月	09:00	17:45	07:45		
23	火	09:00	17:00	07:00		
24	水					
25	木					
26	金	09:00	17:00	07:00		
27	土					
28	日					
29	月	13:00	17:00	04:00		
30	火	09:00	17:00	07:00		
31	水					
合計				97:15	0:00	
出勤日数				14	日	



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	木	13:00	17:00	04:00		
2	金	09:00	17:00	07:00		
3	土					
4	日					
5	月	09:00	17:00	07:00		
6	火	09:00	17:00	07:00		
7	水	13:00	17:00	04:00		
8	木	09:00	17:00	07:00		
9	金	09:00	17:00	07:00		
10	土					
11	日					
12	月	09:00	17:00	07:00		
13	火	09:00	17:00	07:00		
14	水					
15	木	09:00	17:00	07:00		
16	金	11:00	17:00	06:00		
17	土					
18	日					
19	月					
20	火	11:00	17:00	06:00		
21	水	13:00	17:00	04:00		
22	木	09:00	17:30	07:30		
23	金					
24	土					
25	日					
26	月	09:00	17:00	07:00		
27	火	09:00	17:00	07:00		
28	水					
29	木	09:00	17:00	07:00		
30	金	09:00	17:00	07:00		
合計				115:30	0:00	
出勤日数				18	日	



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	土					
2	日					
3	月	09:00	17:00	07:00		
4	火	09:00	17:00	07:00		
5	水					
6	木	09:00	18:00	08:00		
7	金	09:00	17:00	07:00		
8	土					
9	日					
10	月					
11	火	09:00	17:00	07:00		
12	水	13:00	19:00	06:00		
13	木	09:00	17:00	07:00		
14	金					
15	土					
16	日					
17	月	09:00	17:00	07:00		
18	火	09:00	17:00	07:00		
19	水					
20	木	09:00	17:00	07:00		
21	金	09:00	17:00	07:00		
22	土					
23	日					
24	月	09:00	17:00	07:00		
25	火	11:00	17:00	06:00		
26	水					
27	木	09:00	17:00	07:00		
28	金	09:00	17:00	07:00		
29	土					
30	日					
31	月	09:00	15:00	06:00		
合計				110:00	0:00	
出勤日数				16	日	



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	火	09:00	17:00	07:00		
2	水					
3	木					
4	金	09:00	18:30	08:00	00:30	
5	土					
6	日					
7	月	09:00	17:00	07:00		
8	火	09:00	17:00	07:00		
9	水	09:00	17:00	07:00		
10	木	09:00	17:00	07:00		
11	金	09:00	15:00	06:00		
12	土					
13	日					
14	月	09:00	17:00	07:00		
15	火	09:00	21:30	08:00	03:30	
16	水	09:00	17:00	07:00		
17	木	11:30	17:00	05:30		
18	金	09:00	17:00	07:00		
19	土					
20	日					
21	月	09:00	17:00	07:00		
22	火	07:00	17:30	08:00	01:30	
23	水					
24	木	11:00	17:00	06:00		
25	金	09:00	17:00	07:00		
26	土					
27	日					
28	月	09:00	17:00	07:00		
29	火					
30	水					
合計				118:30	5:30	
出勤日数				17	日	



氏名: 

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	木	09:00	17:00	07:00		
2	金	09:00	17:00	07:00		
3	土					
4	日					
5	月	09:00	17:00	07:00		
6	火	09:00	17:00	07:00		
7	水	09:00	17:00	07:00		
8	木	09:00	17:00	07:00		
9	金	09:00	18:00	08:00		
10	土					
11	日					
12	月	09:00	17:00	07:00		
13	火	09:00	17:30	07:30		
14	水	09:00	17:00	07:00		
15	木	09:00	18:00	08:00		
16	金	09:00	18:00	08:00		
17	土					
18	日					
19	月	09:00	17:30	07:30		
20	火	09:00	19:30	08:00	01:30	
21	水	09:00	17:00	07:00		
22	木	09:00	18:00	08:00		
23	金	09:00	17:00	07:00		
24	土					
25	日					
26	月	09:00	17:00	07:00		
27	火	09:00	17:00	07:00		
28	水	09:00	18:00	08:00		
29	木	09:00	18:00	08:00		
30	金					
31	土					
合計				155:00	1:30	
出勤日数				21	日	



氏名: [REDACTED]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	日					
2	月					
3	火					
4	水					
5	木	09:00	20:00	08:00	02:00	
6	金	09:00	17:00	07:00		
7	土					
8	日					
9	月					
10	火	09:00	17:00	07:00		
11	水	13:00	17:00	04:00		
12	木	11:00	17:00	06:00		
13	金	09:00	19:00	08:00	01:00	
14	土					
15	日					
16	月	09:00	17:30	07:30		
17	火	09:00	17:00	07:00		
18	水	13:00	17:30	04:30		
19	木	09:00	19:00	08:00	01:00	
20	金	09:00	17:00	07:00		
21	土					
22	日					
23	月	09:30	23:00	08:00	04:30	深夜割増1:00含む
24	火	09:00	17:00	07:00		
25	水	13:00	17:30	04:30		
26	木	09:00	20:30	08:00	02:30	
27	金	09:00	17:30	07:30		
28	土					
29	日	13:00	20:00	06:00		
30	月	09:00	18:00	08:00		
31	火	09:00	23:30	08:00	05:30	深夜割増1:30含む
合計				131:00	16:30	
出勤日数				19		



氏名: 

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	水	13:00	20:00	06:00		
2	木	09:00	17:00	07:00		
3	金	09:00	17:00	07:00		
4	土					
5	日					
6	月	09:00	17:00	07:00		
7	火	09:00	17:00	07:00		
8	水	13:00	20:00	06:00		
9	木	09:00	18:00	08:00		
10	金	09:00	17:00	07:00		
11	土					
12	日					
13	月	09:00	17:00	07:00		
14	火	09:00	17:00	07:00		
15	水	12:00	19:00	06:00		
16	木	09:00	17:00	07:00		
17	金	09:00	17:00	07:00		
18	土					
19	日					
20	月	09:00	17:00	07:00		
21	火	09:00	17:00	07:00		
22	水	13:00	20:00	06:00		
23	木					
24	金	09:00	17:00	07:00		
25	土					
26	日					
27	月	09:00	17:00	07:00		
28	火	09:00	17:00	07:00		
合計				130:00	0:00	
出勤日数				19	<input type="checkbox"/>	



事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名

信貴 良太

管理責任者 (職員名)	信貴 良太		
事務所名	しぎ 良太事務所		
所在地	〒590-0155 堺市南区野々井872-1 TEL 072 (284) 2000		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 XXXXXXXXXX)		
	他用途との兼用 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)	
延べ面積	約 33.00 m ²	賃借料	月額 70,000 円 (政務活動費充当額 56,000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80%	(次のいずれかの説明方法を選択) <input checked="" type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 33.00 m ² /延べ面積 (m ²) <input type="checkbox"/> 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・80% <input checked="" type="checkbox"/> 水道代・・・80% <input checked="" type="checkbox"/> ガス代・・・80% <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・80% <input checked="" type="checkbox"/> その他 (インターネット・コピーリース・事務用品など)・・・80%	
	駐車場 賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当額 円) 【所在地】
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていることを条件とする。		
備 考	駐車場賃借料は家賃に含む その他の活動が全くなしとも言いきれないため按分率は80%にする。		

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

(2) 賃貸借契約期間

始期	平成27年 6月 1日より	1年 月間とする
終期	平成28年 5月 31日まで	

(3) 賃料、共益費

	金額	支払い方法	振込による場合
賃料	月額	賃料、共益費を共に現金持参または振込による方法により、毎月末日までに翌月分を先払いする。	金融機関名
	70,000円		預金 普通・当座
共益費	月額		口座番号
	円		宛先名義人
			別紙ナ

(4) 保証金

保証金	■■■■■■■■■■円	解約時控除金	■■■■■■■■■■円
-----	-------------	--------	-------------

(5) 賃貸人及び管理人

賃貸人 (社名・代表者)	住所 〒■■■■■■■■■■
	氏名 ■■■■■■■■■■
管理人 (社名・代表者)	住所 〒■■■■■■■■■■
	氏名 ■■■■■■■■■■

(6) 入居者

賃借人 (本人)	氏名	商号・名称・営業種目・職業	本人との関係、法人の場合地位(代表者、所長、管理責任者、社員等)
	信貴 良太	堺市市議会議員	本人
家族又は従業員・社員など 本件建物内入居者 (多人数の場合 その他従業員 〇〇名等記入 合計 (2)人	事務員		1名

(7) 連帯保証人

連帯保証人	住所	大阪府堺市 ■■■■■■■■■■	
	氏名	■■■■■■■■■■	年齢 ■■■
	職業	■■■■■■■■■■	借主との関係 ■■■

II. 契約条項

(目的および用途)

第1条 甲はその所有する標記物件(以下「本物件」という。)を、次項に規定する用途に供することを目的として乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約する。
2 乙は、本物件を 事務所 として賃借使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、標記のとおりとする。
2 特別な事象が生じなく、解約の意思がない場合は、更新の手続きをしなくても自動的に本契約を更新することができる。

(賃料等)

第3条 賃料および共益費は、標記のとおりとする。
2 乙の支払う共益費は、本物件の共用部分および共用施設の維持管理に必要な費用に充当される。
3 乙は、翌月分の賃料および共益費をそれぞれの消費税を加算し、毎月末日までに甲方に持参して支払うか、または甲の指定する標記の金融機関口座へ振込により支払うものとする。
ただし、振込みにかかる費用は乙の負担とする。
4 1ヶ月に満たない賃料等は、1ヶ月を30日として日割り計算する。
5 甲および乙は、土地または建物に対する租税その他の公課の負担の増減により、土地または建物の価格の上昇もしくは低下その他の経済変動により、または近傍類似の建物の賃料等に比較して賃料が不相当となったとき、あるいは維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、相手方に対し、賃料等の増減を請求することができるものとする。

(保証金)

第4条 乙は、保証金として標記金額を甲に預託する。
2 本契約が終了し、乙が本物件を完全に明け渡し返還した場合には、甲は速やかに前項により受託した保証金から標記の解約時控除金を控除した金額を無利息で乙へ返還するものとする。
ただし、乙に賃料等の滞納、損害の賠償その他本契約から生じたもので既に履行期の到来した債務等がある場合は、甲は、標記解約時控除金とは別途に、随時対等額で標記保証金をこれらの債務に充当することができる。この場合には、甲はその内訳を乙に明示しなければならない。

3 乙は、本契約期間内において、賃料その他の債務と保証金を相殺することはできない。

4 乙は、この保証金にかかる返還請求権を第三者に譲渡し、または保証金を他の債務の担保に供してはならない。

（本物件内の造作等）

第5条 乙は、本物件内について第1条第2項の使用目的のため内装および設備工事等施工するときは、仕様・工程等につき事前に甲の書面による承諾を得た後に、自らの責任と費用負担のもとに実施することができる。

ただし、この場合施工業者については、甲および乙の双方が協議のうえ決定する。

2 乙は、前項の工事を実施するときは周辺の第三者に損害・迷惑等を及ぼすことのないよう注意して施工するものとし、当該工事によって、本物件を毀損または滅失せしめたときは直ちに甲に通知すると共にその損害を賠償せねばならず、また、第三者から異議苦情等の申出があったときは乙の責任と負担において速やかにこれを解決しなければならない。

（設備・造作等の変更）

第6条 乙が本物件の内装設備・仕様または前条により乙が施工した造作を下記の各号に定めることその他、改造、除去、変更するなど現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲に仕様書、設計図、請負業者届を提出し、書面による承諾を得たのちに着手しなければならない。

- (1) 本物件内の造作、間仕切、建具等の新增設または模様替え
- (2) 電灯の新增設、移設、電話の引込架線、およびその他の設備の新增設、移転、変更等
- (3) 本物件の外装（出入口扉、窓ガラス、シャッター等を含む）での商号、商標、その他の表示

2 前項の工事に要する費用は、乙の負担とする。

（修理等）

第7条 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理は甲の負担とする。

- 2 本物件内の畳・建具類、壁面・天井のクロス、フロアシート、ガラス、照明器具、その他付属品等の損耗による修理は乙の負担とする。
- 3 厨房設備、トイレ、冷暖房器、給湯器、換気扇、給排水設備、付属機械設備

等付属設備が、故意・過失により修理、取換えの必要な場合は、乙の負担とする。

4 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲に通知しなければならない。

5 乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

（免責）

第8条 地震、火災、風水害等の災害、盗難その他不可抗力と認められる事故、または甲・乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または乙の損害について、甲または乙は互いにその責を負わないものとする。

（遵守事項）

第9条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本物件および本物件建物内の諸設備を使用しなければならない。また、乙の営業活動にかかり、近隣居住者等に迷惑となるような一切の行為をしてはならない。

（乙の届出義務）

第10条 乙または連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちに書面により甲に届け出なければならない。

- (1) 乙の住所、商号、営業種目、組織、代表者に変更が生じたとき
- (2) 乙または連帯保証人が、成年被後見人、被保佐人、被補助人の宣告を受けたとき、または連帯保証人が破産したとき
- (3) 標記に記載した入居者に変更のあるとき
- (4) 乙または連帯保証人が死亡したとき
- (5) 1カ月以上にわたり不在する場合における不在期間および連絡先
- (6) 本物件を毀損または滅失したとき
- (7) 出入口の鍵を紛失したとき若しくは取り替えるとき

（許可が必要な事項）

第11条 乙は、次の各号の一に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1) 大型金庫、大型書庫・ロッカー、機械設備等重量物の搬入据付け等をするとき
- (2) 第5条（本物件内の造作等）または第6条（設備・造作等の変更）に該当する行為をしようとするとき

(禁止事項)

第12条 乙は、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 本物件の全部または一部について賃借権を譲渡すること
- (2) 本物件の全部または一部を第三者に転貸すること
- (3) 本物件において危険な行為、近隣に迷惑となる行為を行うこと
- (4) 本物件において犬、猫等動物の飼育すること

(第三者同居の禁止)

第13条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ないで、本物件に標記記載の者以外の第三者を同居させまたは使用させ或いは第三者の名義を表示してはならない。

(立入点検)

第14条 甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、本物件建物の保安、衛生、防犯、防火、救護その他本物件建物の管理上必要があると認めるときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し適宜の措置を講じることができる。

2 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合甲は事後速やかに乙に報告するものとする。

3 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 前三項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないとときは、本契約を解除することができる。

- (1) 第3条の賃料等の支払義務
- (2) 乙の故意又は過失により必要になった修繕に要する費用の負担義務

2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

- (1) 第1条の使用目的に違反したとき

(6)

- (2) 第11条（許可が必要な事項）のいずれか一に違反したとき
- (3) 第12条（禁止事項）のいずれか一に違反したとき
- (4) 第13条（第三者同居の禁止）の規定に違反したとき
- (5) 反社会的集団（暴力団、過激な集団等）の関係者であることが判明し、またはこれらの団体に加盟したとき
- (6) その他本契約に関し重大な義務違反があったとき

(契約の終了)

第16条 次の各号の一に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。

- (1) 天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。
- (2) 法令または条例の施行もしくは公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

(期間内解約)

第17条 乙が、本契約を解除しようとするときは、解約日の 1 カ月前までに甲に書面で予告しなければならない。

ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の 1 カ月分相当額を支払い即時解約することができる。

(明渡し)

第18条 乙は、本契約終了と同時に、本物件を甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙は本物件に付加した設備等を自己の費用をもって除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状に回復しなければならない。

- 2 乙は、明渡しに際し、乙の費用で本物件に付加した一切の造作について、甲にその買取りを請求することはできない。
- 3 乙は、明渡しに際し、移転料、立退き料等名目の如何を問わず甲に対し、一切の金銭請求をすることはできない。
- 4 乙は、明渡しが遅滞したときには、甲に対し、遅滞日数分の賃料および共益費の倍額相当額を損害金として支払わなければならない。

(連帯保証人)

第19条 標記連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき乙と連帯して履行の責を負う。

(7)

以上

本契約を証するため本書二通を作成し、甲、乙署名捺印の上、各々その一通を保有する。

平成 27 年 5 月 1 日

甲（貸貸人） 住 所 大阪府堺市 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED] (TEL) [REDACTED]

乙（賃借人） 住 所 大阪府堺市 [REDACTED]

氏 名 借 費 良 太 (TEL) [REDACTED]

連帯保証人 住 所 大阪府堺市 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED] (TEL) [REDACTED]

この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

媒介業者 免 許 番 号 大阪府 知事(7)第33133号
 事 務 所 所 在 地 大阪府堺市西区上529番地
 商 号(名称) 株式会社 セイコーホーム販売
 代 表 者 氏 名 代表取締役 田中 京子
 宅地建物取引主任者 登録番号(大阪)第 [REDACTED] 号
 氏 名 [REDACTED]

媒介業者